大規模施設整備事業事前評価調書の概要 (盛岡南公園野球場(仮称)整備事業)

担当部課:文化スポーツ部スポーツ振興課

1 事業概要(所在市町村:盛岡市)

○ 事業目的: 県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場と盛岡市営野球場の代替となる、新野球場(別棟の屋内練習場を含む)を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。

○ 事業内容: 施設の概要及び規模

①建設予定地: 盛岡南公園内(盛岡市永井7地割16-2外)

②施設規模: ・野球場 フィールドサイズ:両翼 100m、中堅 122m

収容人数: 20,000 人以上(うち内野席 12,000 席以上)

・屋内練習場 フィールドサイズ: 50m×50m以上(天井高さ 12m以上)

○ 事業期間: (施設整備) 令和2年度 ~ 令和4年度

(運営・維持管理) 令和5年度 ~ 令和19年度

○ 総事業費(推定): 全体事業費 12,121 百万円

○ 経緯: 「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業整備基本計画」を盛岡市と共同で策定し、同計画 を平成31年4月に公表。

2 事業の必要性等

○ 県営野球場は、昭和45年の岩手国体時に建設された球場であり、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されている施設であるが、老朽化が著しいこと、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから早急に対策を講じる必要がある。本事業はこれらの問題を解決することが可能であり、既存の県営野球場に代替する施設整備であるため、県が行う必要がある。

3 環境保全と景観への配慮

- 事業者に対する要求水準書に次の事項などを盛り込み、整備することとしている。
 - ① 業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。
 - ② 環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達 (グリーン調達) に努めること。
- 整備地は、盛岡市景観条例において「田園・丘陵景観地域(景観形成地域)」とされていることから、本事業は盛岡市景観計画に沿って景観に配慮の上、実施される。

4 総合評価

県営野球場は、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等に加え、 県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本 県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきたが、建設後49年が経過して老朽化が著しく進 行していること、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要があ る。

また、同様の課題を抱える盛岡市と共同で新野球場を整備することにより、それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮が可能なほか、有利な起債が見込まれるなど、財政面でのメリットも大きい事業スキームとなっている。

更に、新野球場に併設される屋内練習場は、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設となっており、新野球場とともに県内のスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興にも繋がるものである。

以上に加えて、環境、景観等への影響についても、支障となる要因はないことから、「事業実施」と するものである。

令和元年5月10日作成

施設の名称	盛岡南公園野球場(仮称)整備事業				
担当部課名	文化スポーツ部スポーツ振興課	建設予定地	盛岡市 (盛岡南公園内)		
県の計画との関連	計画:いわて県民計画 (政策)I 健康・余暇 (政策項目)4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます (具体的な推進方策)ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実				

(1) 事業目的

県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場(以下「県営野球場」という。)と盛岡市営野球場(以下「市営野球場」という。)の代替となる、新野球場(別棟の屋内練習場を含む)を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。

(2) 事業の特徴

ア 県と盛岡市の共同整備事業

高校野球や都市対抗野球、大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加え、 プロ野球1軍公式戦にも対応できる高規格な野球場を、スポーツ施設では全国初となる、県 と市の共同で整備しようとするものである。

イ PFI手法(BTO方式)の導入

県と盛岡市による共同整備を前提とし、事業費の圧縮や平準化が期待される民間活力を活用した整備手法について、盛岡市が平成29年度に実施した民間活力の導入可能性調査の結果を踏まえ、財政負担の平準化や民間事業者の運営手法のノウハウを活用し、利用者に安定的なサービス提供が期待できることなどを理由に、PFI手法の導入を予定している。

業

事

(3) 事業目標

ア 目標

概

要

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
施設年間利用者数	H29	140,000 人	R5 ※	151,000 人

※通年利用開始(予定)初年度

イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠

- ① 県民がスポーツを楽しむ場を提供するため、新野球場を整備することから、当該施設の利用 者数を指標とするものである。
- ② 目標値は、いわて県民計画第1期アクションプランにおいて、県営野球場を含む県営スポーツ施設(9施設)の年間利用者数及び市町村のスポーツ施設の利用者数を指標としていることから、当該指標に基づき県営野球場と市営野球場の利用者を計算し、設定したものである。

(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢

ア 県営野球場

県営野球場は、昭和45年に建設され、昭和58年及び平成5年に大規模な改修工事を行っているが、球場及びスタンド下に設置される屋内練習場は経年により老朽化が著しく進行しており、早急に対策を講じる必要がある。

イ 市営野球場

市営野球場は、昭和13年に建設され、昭和57年から昭和60年にかけ大規模な改修を行っているが、改修後約30年が経過し、老朽化が著しく、設備の機能や安全性においてサービス水準が著しく低い施設となっており、新野球場の整備が急務となっている状況である。

1

(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など

ア ~平成28年度:

- ・ 県は、県営野球場を含む県営スポーツ施設の総合的なあり方を検討。
- 盛岡市は、盛岡南公園内に新たに野球場を整備することを検討。

イ 平成29年6月~

- ・ 県は、盛岡市との間で、新野球場の共同整備のあり方について検討。
- 盛岡市は、施設整備に係る民間活力導入可能性調査を実施。

ウ 平成30年2月

・ 県は、盛岡市が実施した民間活力導入可能性調査結果等を踏まえ、市と共同で新野球場を整備する方向で、整備手法も含め、市と協議を進めることを決定。

エ 平成30年12月

・ 県は、盛岡市と共同で整備するための基本的な事項が明確になってきたことから、岩手 県議会において、「野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基 本的な方針及び役割分担を定める協約」を盛岡市と締結することについて、同市と協議す るため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議決。

才 平成 31 年 1 月

・ 県と盛岡市は、野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するにあたっての基本 的な方針及び役割分担を定める協約を締結。

カ 平成31年4月

・ 県と盛岡市は、PFI 手法の採用を基本とする「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業整備基本計画」を策定。

(6) 事業の内容

要ア事業主体

岩手県・盛岡市

(設計、施工、運営・維持管理を一体とした P F I 手法の導入を予定している。また、発注・契約等の事務は盛岡市が行うこととしている。)

イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等)

建設予定地 盛岡南公園内(盛岡市永井7地割16-2外) ※19.7haのうち未開設区域の9.18ha

施設規模 (要求水準)

野球場

フィールドサイズ:両翼 100m、中堅 122m 収容人数: 20,000人以上(うち内野席 12,000 席以上)

② 屋内練習場

フィールドサイズ:50m×50m以上(天井高さ12m以上) (塁間を確保した内野の守備練習が可能であり、フットサルなど多目的な競技にも対応可能)

③ 駐車場 1,000 台以上

事

概

業

ウ スケジュール

下記は、整備基本計画及び募集要項に記載されている整備スケジュールであり、今後の変更があり得ること。

① 計画期間 (施設整備) 令和2年度 ~ 令和4年度 (運営・維持管理) 令和5年度 ~ 令和19年度

② 今後のスケジュール

令和元年度 事業者選定、基本協定書締結、事業契約書締結

令和2年度 基本設計、実施設計

令和3年度~ 建設工事

令和4年度

令和5年度 供用開始

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
基本構想(盛岡市)								
整備基本計画				}				
実施方針・								
要求水準等検討								
事業者選定			I	\rightarrow				
基本設計•実施設計				[
建設工事					1			
供用開始								$\stackrel{\textstyle }{\bigcap}$

業

事

概

(7) 整備事業費と収支計画

ア 事業費

要

(百万円)

	施設整備費	運営・維持管理費	合計
事業費	9, 580	2, 541	12, 121

* 運営等業務の期間を15年間とした事業費。

【県と盛岡市の負担割合】

施設整備費 県:盛岡市 = 40% : 60% 運営・維持管理費 県:盛岡市 = 50% : 50%

イ 年度別事業計画

今後、財源等を踏まえ整理していく。

ウ財源

今後、起債または民間資金調達の条件を比較し、事業実施上有利な組合せ等を検討。

事

- エ コスト縮減への取り組み
 - ① 既存の市有地を活用する計画とした。
 - ② 県と盛岡市それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮が可能となることから、共同で整備を行う計画とした。
 - ③ 民間の創意工夫による県民サービスの向上や財政負担の軽減が図られることなどから、PFI手法を導入する計画とした。

概

業

才 収支計画

現在募集している事業者の事業費積算に影響を与える恐れがあり、公表できないことから、記載は控えるもの。

要

事

(1) 事業実施の必要性

ア 県計画との関連

いわて県民計画 (2019~2028) の 10 の政策分野のうち、「I 健康・余暇」の「4 幅広い 分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます」において、県 民がスポーツを楽しむ場を提供するため、県営スポーツ施設の適切な維持管理や修繕、更 新等を実施すると位置づけられている。

また、岩手県スポーツ推進計画においても、県営野球場については、公認野球規則の基 準を満たす高規格な野球場を、財政面を考慮しつつ効率的に整備を進めるとしている。

以上のことから、県民がスポーツを楽しめる環境を整備するため、老朽化した県営野球 場を新たな野球場として盛岡市と共同整備しようとするものである。

イ 課題や県民のニーズとの関連

県営野球場・市営野球場ともに老朽化が著しく、大規模な改修が必要な時期にきている こと、両施設とも公認野球規則の基準を満たしていないことなどが課題として挙げられる。 県内野球関係団体やプロ野球主催団体からは、公認野球規則の基準を満たす野球場の整 備に加え、雨天や冬季期間等に内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内練習場の整備に ついても強い要望が寄せられており、さらには、多目的に活用できる屋内スポーツ施設の 整備を県民やスポーツ競技団体等から求められている状況である。

業

 \mathcal{D}

必

要

性

(2) 県が実施(関与)する必要性

県営野球場は、昭和45年の岩手国体時に建設された球場であり、高校野球岩手県大会や都 市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等の県・東北規模から全国規模の大会に加 え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に 親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されている施設であるが、老朽化 が著しいこと、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから早急に対策を講じる必要 がある。本事業はこれらの問題を解決することが可能であり、既存の県営野球場に代替する 施設整備であるため、県が行う必要がある。

また、県では、スポーツを通じた健康増進やスポーツ大会・合宿実施等のスポーツツーリ ズムの取組を推進し、交流人口の拡大を通じた地域活性化を促進することとしている。新野 球場はスポーツ振興を支える拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等 の誘致にも資する施設となり、地域活性化や地域振興に繋がることから、政策の目的達成の 上でも有効なものである。

(3) 緊急に取り組む必要性

県営野球場は、建設後49年が経過し、スタンドの雨漏りをはじめとして、施設の老朽化が 著しく進行していること、加えて、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早 急に対策を講じる必要がある。

(1) 規模の妥当性

野球場施設については、県民や利用団体等からの意見を踏まえ、先行して整備された近年の野球場・屋内練習場の事例、現県営野球場の利用実績等を勘案し、妥当な規模として以下のとおり設定。

ア 野球場

(ア) フィールドサイズ

- 公認野球規則で定める施設基準に合致する規格に設定。
- 両翼 100m、中堅 122m

(イ) 収容人数

· 収容人数 20,000 人以上

内野席:現県営野球場と同程度の12,000 席以上に設定。

(現県営野球場:12,462 席)

外野席: 8,000 人以上に設定 (現県営野球場:約12,500 席)

【参考とした類似施設】

- ・ 秋田こまちスタジアム(収容人数 25,000人)
- 沖縄セルラースタジアム那覇(収容人数30,000人)
- · 新潟県立野球場(収容人数30,000人)

イ 屋内練習場

(ア) グラウンドサイズ

- ・ 高校野球や社会人野球等における内野手の連携守備練習が可能となる規格に設定。
- · 広さ 50m×50m以上
- · 高さ 12m以上

(イ) 利用形態

・ 内野手の連携守備練習が可能等、野球競技を主とした利用を想定するほか、フットサルなど野球以外のスポーツでも多目的に利用可能な施設に設定。

【参考とした類似施設】

- 静岡草薙総合運動場屋内運動場(50m×50m)
- · 愛媛松山中央公園屋内運動場(40m×50m)
- 沖縄セルラーパーク那覇(57m×66m)

(2) 代替手段との優位性(既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等)

ア 高校野球、大学リーグ戦、社会人野球等の東北・全国規模の大会を開催できる野球場は県内に少なく、また、プロ野球1軍公式戦を開催できる球場は、県内で県営野球場のみであり、代替施設はないこと。

イ 野球の内野手の連携守備練習が可能な規模の屋内施設は、県内にはないこと。

- (3) 建設予定地選定の妥当性
 - ア 検討した候補地 盛岡南公園内(盛岡市永井7地割16-2外)

イ 選定理由

- ① JR駅(岩手飯岡駅)から徒歩圏内であり、盛岡南ICからも近いことから、盛岡市以外に在住する県民にとってもアクセスが良いこと。
- ② 県・東北規模から全国規模の大会やプロ野球1軍公式戦を開催するに当たり、観戦者用の駐車場確保が可能なこと。

(既存の県営野球場で大規模な大会を開催する場合には、観戦者用駐車場は少ない。)

- ③ 盛岡市保有の土地であり、新野球場整備に係る用地取得の必要がないこと。
- (4) 利用者への配慮 (ユニバーサルデザイン等) 事業者に対する要求水準書に次の事項などを盛り込み、整備することとしている。
 - ア 観客席への、障がい者用の椅子、スペース、動線及び介助者用椅子の確保。
 - イ エレベーターは、急病人やけが人の搬送の際、ストレッチャーを使用することを想定 した仕様とすること。
 - ウ 障がい者用トイレを設置するとともに、多目的トイレを車いす席からアクセスしやす い場所に設置すること。
 - エートイレ等は、安全に身体障がい者・高齢者の利用が出来るよう考慮した設備計画とすること。
 - オ 自然災害や火災発生時等に、観客等が迅速かつ安全に避難できる動線を確保すること。
 - カ 駐車場や周辺道路からの歩行者専用通路を整備し、可能な限りの歩車分離を図り、歩 行者の安全確保に十分な対策をとること。

環境保全と景観への配度

総

合

評

侕

(1) 環境に対する影響及び保全対策

ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分

- ① 整備地は、盛岡南公園内である。
- ② 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E」(自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域)である。

イ 環境保全対策とそれに要する経費

- ① 事業者に対する要求水準書に次の事項などを盛り込み、整備することとしている。
 - ・ 業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めると ともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。
 - ・ 環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達 (グリーン調達) に努めること。
- ② 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取組を 実施する。

(2) 景観に対する影響及び配慮

整備地は、盛岡市景観条例において「田園・丘陵景観地域(景観形成地域)」とされていることから、本事業は盛岡市景観計画に沿って景観に配慮の上、実施されるものである。

(1) 総合評価

対応方針案

事業実施 ・ 要検討 ・ その他 () ()

○ 総合評価に係るコメント

県営野球場は、高校野球岩手県大会や都市対抗野球岩手県大会、北東北大学野球リーグ戦等に加え、県内で唯一プロ野球1軍公式戦が開催される野球場として、長年、野球関係者や県民に親しまれ、本県のスポーツ振興を担う拠点施設として利用されてきたが、建設後49年が経過して老朽化が著しく進行していること、公認野球規則の基準を満たしていないことなどから、早急に対策を講じる必要がある。

また、同様の課題を抱える盛岡市と共同で新野球場を整備することにより、それぞれが単独で整備する場合に比較して経費の圧縮が可能なほか、有利な起債が見込まれるなど、財政面でのメリットも大きい事業スキームとなっている。

更に、新野球場に併設される屋内練習場は、フットサルなど野球以外のスポーツでも 多目的に利用可能な施設となっており、新野球場とともに県内のスポーツ振興を支える 拠点施設として、県民の利用をはじめ、スポーツ大会・合宿等の誘致にも資する施設と なり、地域活性化や地域振興にも繋がるものである。

以上に加えて、環境、景観等への影響についても、支障となる要因はないことから、「事業実施」とするものである。

(2) 要検討、その他の場合対応案

- ※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。
- ※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

盛岡南公園野球場(仮称)整備事業配置計画図

1 盛岡南公園野球場(仮称) 位置図



盛岡南公園未開設区域イメージ図

【整備予定地】

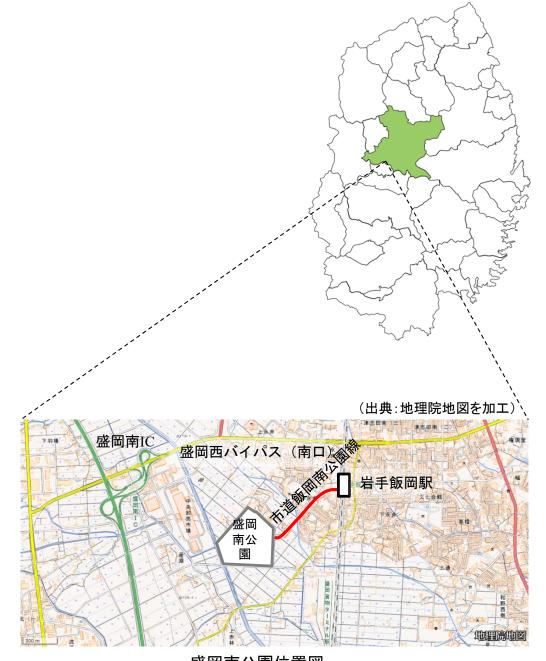
盛岡南公園内(盛岡市永井7地割16-2外)

【整備予定地面積】

盛岡南公園19.7haのうち未開設区域の9.18ha

【整備予定地選定の考え方】

- 公共交通機関からのアクセスや車での利用が配慮されていること。
- プロ野球1軍公式戦を開催するに当たり、観戦者用の駐車場確保が可能なこと。



盛岡南公園位置図